

令和2年度第1回 富谷市総合計画審議会

1 協議事項

- (1) 会長の選任について
- (2) 令和2年度地方創生推進交付金変更事業計画について

2 その他

富谷市総合計画後期計画、富谷市地方創生総合戦略・人口ビジョン
策定スケジュールについて

「住みたくなるまち日本一」を目指して
～ 100年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ ～

■令和2年度 富谷市総合計画審議会委員

No.	氏名	役職
1	風見正三	宮城大学事業構想学群 教授 理事兼副学長
2	佐々木久美子	宮城大学看護学群 教授
3	佐々木秀之	宮城大学事業構想学群 准教授
4	石井光二	有限責任事業組合コムワーク・プロジェクト 代表
5	大川原卓磨	株式会社キスケフーズ 代表取締役
6	小松明巳	おんないん会 会長
7	佐藤忠行	七十七銀行富谷支店 支店長
8	富田智子	オフィス・シッチ 代表
9	浅野澄江	新みやぎ農業協同組合 あさひな地区本部 富谷支店長
10	大川明雄	くろかわ商工会 会長
11	小澤ちはる	富谷市立あけの平小学校 校長
12	草野昭徳	富谷市社会福祉協議会 会長
13	平岡政子	富谷市行政区長会 会長（明石台第二）
14	増田恵美子	富谷市教育委員会 委員

(敬称略・順不同)

■富谷市

1	若生裕俊	市長
2	西村一慶	副市長
3	及川芳彦	教育長

(事務局)

1	木越養一	企画部長
2	松原誠	企画部企画政策課 課長兼地方創生推進室長
3	平岡浩一	企画部企画政策課 課長補佐兼地方創生推進室長補佐
4	菅原憲一郎	企画部企画政策課 主幹
5	小野寺悠	企画部企画政策課 主事

協議 1 会長の選任について

富谷市総合計画審議会の会長について、富谷市総合計画審議会条例第3条第1項の規定により選任をお願いします。

※別紙の「協議事項回答書」により、ご回答願います。

氏 名	
-----	--

【参考】

◇富谷市総合計画審議会条例（抜粋）

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

協議 2 令和 2 年度地方創生推進交付金変更事業計画について

1 事業計画変更の趣旨と内容等

現在、富谷市では、地方創生推進交付金を活用した、『新たな観光拠点と地域の担い手創出による宿場町復活・活性化プロジェクト』を実施しています。このプロジェクトは、かつて宿場町であった富谷宿が本年（2020年）、開宿 400 年を迎えることから、これを契機として、宿場の置かれた「しんまち地区」の活性化と、新たな観光と交流の拠点として、「富谷宿観光交流ステーション」を整備し、併せて記念事業等を実施することにより、地域の活性化を推進することが目的です。

今回、新たに追加して実施する事業は、「富谷宿開宿 400 年記念祭」及び「富谷宿観光交流ステーション運営管理」の 2 つです。

まず、400 年記念祭は、富谷宿観光交流ステーションオープンに併せ「街道まつり」を実施し、地元「しんまち地区」をはじめ市内外から人を呼び込み、交流人口の拡大を図るものであり、次に観光交流ステーション運営管理については、1 年を通して当該ステーションを起点にした「しんまち地区」に賑わいを創出するための施設 PR や集客事業の企画運営を行うものです。

なお、これらの新たに追加した事業を実施することにより、当初設定していた重要業績評価指標（KPI）については、上方修正を図るものです。

以上の内容については、現在実施している地方創生推進交付金事業（「しんまち活性化協議会運営事業」「活性化分科グループWS運営・情報発信推進事業」）に追加して行うこととなりますが、追加するためには、今回の追加（変更）申請の内容について外部有識者との協議が必須となっていることから、総合計画審議会に諮るものです。

(1) 変更事業計画の内容

次のとおり交付金対象事業として新たな経費を追加するものです。

（朱書の下線部が新たに追加する事業経費）

交付対象事業経費内訳	
■経費合計	【変更前】 9,146 千円 【 <u>変更後</u> 】 <u>32,809 千円</u>
①しんまち活性化協議会運営事業	836 千円
②活性化分科グループ WS 運営・情報発信推進事業	8,310 千円
③富谷宿開宿 400 年記念祭に要する経費	<u>10,000 千円</u>
④富谷宿観光交流ステーション運営管理に要する経費	<u>13,663 千円</u>
・一般管理費（複写機使用料等）	<u>720 千円</u>
・施設 PR・集客事業企画運営業務	<u>5,791 千円</u>
・施設維持管理費（清掃、通信、機械警備、水道光熱費）	<u>7,152 千円</u>

(2) 交付対象事業の重要業績評価指標（KPI）の見直し

上記の事業経費の追加に伴い、重要業績評価指標（KPI）を次のとおり修正するものです。

◇重要業績評価指標（KPI）の実績値と修正値 （朱書きの下線部が修正値）

	重要業績評価指標 (KPI)	事業開始前	2019 年度 (1 年目)	2020 年度 (2 年目)	2021 年度 (3 年目)
目標値	しんまち地区への 訪問者数 70,000 人 (3 年目)	35,000 人	50,000 人 (実績 41,000 人)	60,000 人	70,000 人
修正後の 目標値	しんまち地区への 訪問者数 <u>75,000 人</u> (3 年目)	35,000 人	50,000 人 (実績 41,000 人)	<u>65,000 人</u>	<u>75,000 人</u>

※「協議 2」についてのご意見は、別紙「協議事項回答書」によりご回答願います。

【参考】

富谷市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市が定める総合計画に関する事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、富谷市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会の議員
- (3) 公共的団体の役員又は職員

3 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了する日までとする。ただし、当該審議が終了する前に委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、その日までとする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

(回答様式)

あて先	件名
富谷市企画部企画政策課あて F A X 022-358-2365	富谷市総合計画審議会協議事項について

協議事項回答書

今回の協議事項について、次のとおり回答します。

協議1 会長の選任について

富谷市総合計画審議会の会長の選任について、次の①または②のどちらかに○をつけてください。(②を選択された場合は、その方の氏名も記載願います。)

① 事務局案に一任します。

事務局案は、宮城大学事業構想学群教授理事兼副学長の風見正三氏を推薦します。

② 審議会の会長に次の者を推薦します。

氏名	

協議2 令和2年度地方創生推進交付金変更事業計画について

「(1)事業計画変更の内容」および「(2)交付対象事業の重要業績評価指標 (K P I) の見直し」について、次の①から③のいずれかに○を付けてください。

① 事業計画の変更および重要業績評価指標 (KPI) の見直しは、適切と考えます。

「しんまち地区」のさらなる活性化を図るため、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により低迷している地域経済の早期回復に向けて、「富谷宿開宿 400 年記念祭」及び「富谷宿観光交流ステーション運営管理」を実施することは適切と考えます。

また、現在設定している重要業績評価指標 (KPI) の値も適切だと考えます。

② 事業計画および重要業績評価指標 (KPI) の見直しは、必要ないものと考えます。

③ その他

()

※お忙しいところ恐縮ですが、5月11日(月)までにご回答ください。